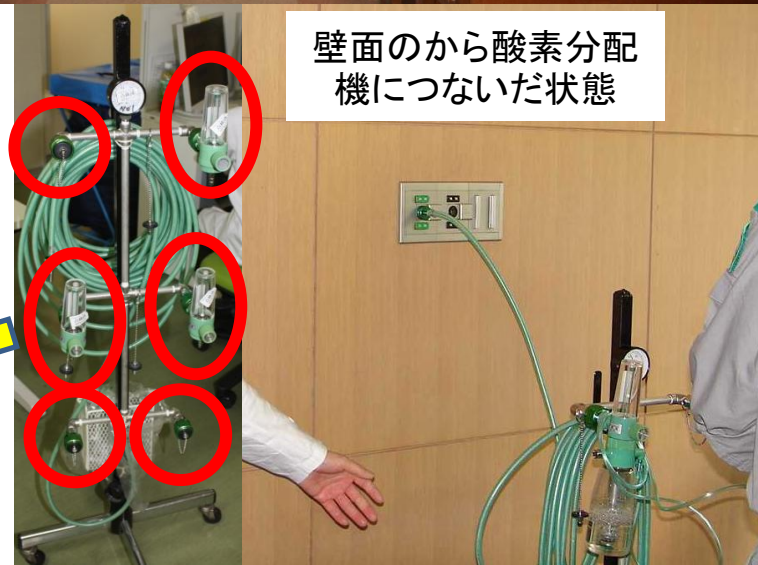


臨時の医療施設等に関する 参考資料

(参考)講堂を用いる場合のイメージ(聖路加国際病院)



6分配機



壁面の中から酸素分配
機につないだ状態

患者へ
酸素投与

(参考) 病院の敷地内にテントを設置する場合のイメージ(海外での例)



©MSF/Junko Nakatsuka

※インフルエンザなど感染症患者のみを対象としたものではない

国境なき医師団より写真提供

(参考) 体育館を用いる場合のイメージ(スペイン風邪当時)



(参考)ホテルを用いた停留施設のイメージ

2009年の新型インフルエンザ発生時には、新型インフルエンザに感染した海外からの来航者と濃厚に接触した者に対し、感染の有無を含む健康状態を観察するため、検疫法の措置としてホテル等の施設に一定期間留め置いた(停留)。

ホテル個室内に用意した医療用品等



停留解除前、説明資料を受けとる停留対象者



※停留対象者に対して用いたもので臨時の医療施設として活用された例ではない

(参考)臨時の医療施設等にかかる主な適用除外法令

• 消防法

第17条第1項

病院の関係者は法令に定められた消防用設備等※¹消防の活動のために必要とされる性能を有するように、法令で定める技術上の基準により設置し、及び維持しなければならないとされている。

第17条第2項

市町村は当該自治体の実情により、消防用設備等の技術上の基準に関して、当該法令の規定と異なる規定を設けることができる。

☞ **特措法第48条第3項**では、臨時の医療施設等について上記消防法の規定を適用しなくても良いとされており、その代わり特定都道府県知事(臨時の医療施設の設置者)は、同法に準拠した基準を定め、災害防止や安全確保等の措置を講じなければならないとされている。

• 建築基準法

第85条第1項

非常災害発生時に建築される応急仮設建築物については、一定の条件の下に建築基準法令を適用しなくてもよいこととされている。

第85条第3項、第4項

上記応急仮設建築物は3カ月までは、別途行政機関の許可を得ることなく存続することができ、また行政機関が存続許可を行う場合には2年以内に限り行うことができる。

☞ **特措法第48条第4項**では、臨時の医療施設等について上記建築基準法を準用することとされている。

• 医療法

第4章関係

病院、診療所等にかかる開設、管理、監督等についての規定

☞ **特措法第48条第5項**では、臨時の医療施設等について上記医療法の規定を適用しないこととされている。

(参考) 国による医療提供体制確保のための体制整備の支援について

1. 施設整備事業

補助金名	施設	補助内容	補助率	補助先	平成23年度予算額
感染症指定医療機関運営費	感染症指定医療機関	○感染症指定医療機関の運営に必要な高熱水料、消耗品等に対する補助 ・特定感染症指定医療機関(750万円／床) ・第一種感染症指定医療機関(450万円／床) ・第二種感染症指定医療機関(150万円／床)	定額(特定) ½(一種・二種)	直接補助:都道府県 間接補助:都道府県 (市町村・医療機関) ※国から都道府県に対する補助事業であり、都道府県が医療機関に補助しなければ、医療機関は国からの補助を受けることが出来ない。	673百万円
保健衛生施設等施設整備費補助金	感染症指定医療機関	○感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費	1/2		783百万円の内数
	感染症外来協力医療機関	○感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費			
	新型インフルエンザ患者入院医療機関	○新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設又は改築のために必要な経費			
保健衛生施設等設備整備費補助金	感染症指定医療機関	○初度設備費(基準額:130,000円) ○簡易陰圧装置(基準額:4,200,000円) ※簡易陰圧装置は第二種感染症指定医療機関に限る	定額(特定) ½(一種・二種)		1,700百万円の内数
	感染症外来協力医療機関	○HEPAフィルター付空気清浄機(基準額:880,000円) ○HEPAフィルター付パーテーション(基準額:200,000円) ○個人防護具(基準額:3,550円)	1/2		
	新型インフルエンザ患者入院医療機関	○初度設備費(基準額:130,000円) ○人工呼吸器(基準額:2,160,000円) ○個人防護具(基準額:3,550円) ○簡易陰圧装置(基準額:4,200,000円) ○簡易ベッド(基準額:50,000円)			

2. 健康危機管理対策事業

補助金名	目的	補助内容	補助率	補助先	平成23年度予算額
地域健康危機管理体制推進事業補助金	健康危機事象発生時の未然防止、あるいはその拡大の抑制など、有事のみならず平時からの備えと事後の迅速かつ適切な対応のため、地域における健康危機管理対策の強化を図ること	左記事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	都道府県 保健所設置市 特別区	15,000千円
地域健康危機管理対策特別事業補助金	地域における健康危機管理対応の充実強化が求められる中で、健康危機管理事例に応じた保健活動や地域の特性を踏まえた事業を支援することにより、健康危機管理対策の推進を図ること	左記事業の実施に必要な職員手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託費等	10/10	都道府県 保健所設置市 特別区	50,000千円

3. 医療従事者研修事業

研修名	研修内容	平成23年度予算額
感染症対策アドバイザー養成セミナー	自治体行政に適切なアドバイスが出来る臨床医の専門家が不足していることから、感染症担当医や感染症の公衆衛生知識を有する行政官に対し、感染症臨床のみならず、疫学や法制度について専門的知識を有するアドバイザーの養成を行い、地域における感染症担当者間の強化を図る。	462千円
新型インフルエンザ診療に関する研修	新型インフルエンザが発生した時に必要な医療体制を整備できるよう、医療従事者を対象とした研修を行う。	1,927千円